

## 池袋保健所で 指定感染症「インフルエンザ（H5N1）発生時訓練」実施 ～ 健康危機に迅速・的確に対応！ ～

本日、11月16日(木)午前8時45分から11時まで、池袋保健所(東池袋1-20-9)において、指定感染症であるインフルエンザ(H5N1)感染者の発生を想定した訓練を実施した。これは、近年東南アジアを中心に発生事例が増加しているインフルエンザ(H5N1)の感染症が区内で発生した際に、疫学調査や感染の疑いのある患者の移送、各関係機関の初動体制や相互の連携、情報伝達などが迅速かつ的確に行なうために実施したもの。

池袋保健所では、平成16年に「豊島区健康危機管理マニュアル」を、平成17年に「健康危機・感染症集団発生時の行動計画」を策定し、区民の生命・健康が脅かされる事態に備えてきた。一方、厚生労働省では、今年6月に東南アジアを中心に発生事例が増加している、高病原性鳥インフルエンザの亜型であるH5N1を、感染症法の「指定感染症」に指定し、その発生やまん延の防止を図っている。池袋保健所では、高病原性鳥インフルエンザのトリからヒトへの感染から、ヒトからヒトへ感染が広がる新型インフルエンザの発生に対応するため、現在新たに「豊島区・新型インフルエンザ・インフルエンザ(H5N1)等感染症健康危機行動計画(案)」を策定中で、この訓練によって明らかになった課題を、策定中の行動計画に反映させていくこととしている。

|       |  |
|-------|--|
| 日 時   | 午前8時45分から11時まで   |
| 会 場   | 池袋保健所(東池袋1-20-9)   |
| 訓練の様子 | <p>本日の訓練は「海外で養鶏の技術指導を行なっている人物が帰国後、区内の宿泊施設でインフルエンザ(H5N1)を発症した」という想定で、池袋保健所や関係課から20名の職員が参加した。</p> <p>訓練は、池袋保健所に、区内の診療所からインフルエンザ(H5N1)に感染の疑いがある患者の連絡が入ったことにより、いよいよ実践体制。連絡のあった診療所に空気感染対策を確認するとともに、診療所や宿泊施設での疫学調査を実施するための初動調査体制へ。感染症法で「指定感染症」とされるインフルエンザ(H5N1)感染の可能性があるため「保健福祉部を中心に、区全体の協力体制で対応する必要がある」として「豊島区健康危機管理マニュアル」に定める健康危機管理レベルを最高位の『レベル3』に設定、豊島区長を本部長とする危機管理対策本部を立ち上げ、国や都ともに対応を図るといった事態が想定されている。</p> <p>感染疑いの連絡から、その後の調査や対応、検査、陽性の判明、関係機関との調整、ウィルス陰性確認、接触モニタリング終了までの10日間を想定して行なわれた訓練では、職員が患者やホテル関係者、診療所医師などを役割分担し、ナレーターも配置された。インフルエンザ(H5N1)疑いの患者が発生した診療所で職員が疫学調査を行なう場面では、職員がウィルス感染防止のための防護服を実際に着用するなど、実践を想定した訓練となった。</p> <p>訓練終了後、永井池袋保健所長からは「検査結果が陽性であると確定するまでは、任意の検査や調査であり、そのことをきちんと説明する必要がある」「診療所や病院、関係機関などとの連絡は、口頭だけでなく、担当課がきちんと文書を作成して説明する必要がある」などの指摘があった。また訓練に参加した職員からは「頭でわかっている、実際に行動できるかは別問題。こうして訓練をしておくことはとても大事だと思う」「いろいろと指摘事項があげられたが、頭で考えているだけではなく、実際に訓練をしてみることで、初めて気付くことができる。こうした積み重ねが必要」といった感想が聞かれた。</p> |

防護服を着用して訓練



感染の疑いのある患者に検査をする訓練



問 合 せ

池袋保健所 健康推進課